

○埋蔵文化財 令和4年7月21日～令和5年3月1日現在

1 協議件数 67件 (95件)

※ () は令和5年3月1日時点合計

2 発掘調査件数 確認調査 11件 (16件)
 本調査 1件 (1件)
 試掘調査 0件 (2件)

発掘調査一覧

遺跡名	所在地	調査	調査原因	調査面積 (㎡)	期間	時代
岩名作遺跡 (第11次)	清水字馬作 871-1の一部	確認	集合住宅	62.05	7月21日 ～7月22日	縄文・ 弥生・ 古墳
野馬込野馬土堤 (第4次)	花井新田字野馬込 63-1他	確認	集合住宅	12.0	8月23日	近世
岩名作遺跡 (第11次)	清水字馬作 871-1の一部	本調査	集合住宅	59.0	9月26日 ～10月14日	縄文・ 弥生・ 古墳
清水馬作遺跡	清水字沼端 826-4他	確認	集合住宅	263.0	10月12日 ～10月19日	縄文
梅の台遺跡 (第3次)	山崎字梅台 947-3	確認	宅地造成	61.75	10月20日	縄文・ 古墳
野馬込野馬土堤 (第5次)	堤根新田 84-5	確認	集合住宅	7.5	11月9日	近世
南ノ前遺跡 (第3次)	五木字南ノ前 45-4他	確認	太陽光発電	180	11月10日 ～11月17日	縄文・ 古墳
桜台高崎家前遺跡 (第2次)	桜台字往還西通 41-4他	確認	分譲住宅	96	11月21日 ～11月22日	古墳
山崎上宿遺跡 (第2次)	山崎字上宿 1647番16	確認・ 本調査	個人住宅	16.5	11月24日	古墳
南大和田遺跡 (第25次)	山崎字南大和田 1233-1他	確認	個人住宅	62.5	12月13日 ～12月15日	古墳・ 奈良・ 平安
南大和田遺跡 (第26次)	山崎字南大和田 1240-5	確認	分譲住宅	30	1月16日 ～1月17日	古墳・ 奈良・ 平安

小作遺跡 (第5次)	尾崎字小作 1081 他	確認	宅地造成	424	2月1日 ～2月8日	縄文・ 古墳
小作遺跡 (第6次)	尾崎字小作 1088-1 他	確認	宅地造成	60	2月1日 ～2月8日	古墳・ 縄文

3 主な調査の概要

(1) 岩名作遺跡 (第11次) 本調査

- ① 調査地 野田市清水字馬作871-1の一部
- ② 調査期間 令和4年9月26日～10月14日
- ③ 調査面積 59.0㎡
- ④ 現況 畑地
- ⑤ 原因 集合住宅
- ⑥ 遺構 弥生時代後期竪穴住居1軒・土坑1基
弥生時代末～古墳時代初頭竪穴状遺構1基
- ⑦ 遺物 縄文時代土器, 弥生時代土器・石器, 古墳時代土師器

今回の調査地点は平成27年度に実施した第9次調査の北側、令和元年に実施した第10次調査の東側に隣接する地点である。第9次調査では今回の調査地点にまたがる位置で弥生時代竪穴住居1軒が確認されており、今回の調査の結果、遺構の北側半分を確認することができた。

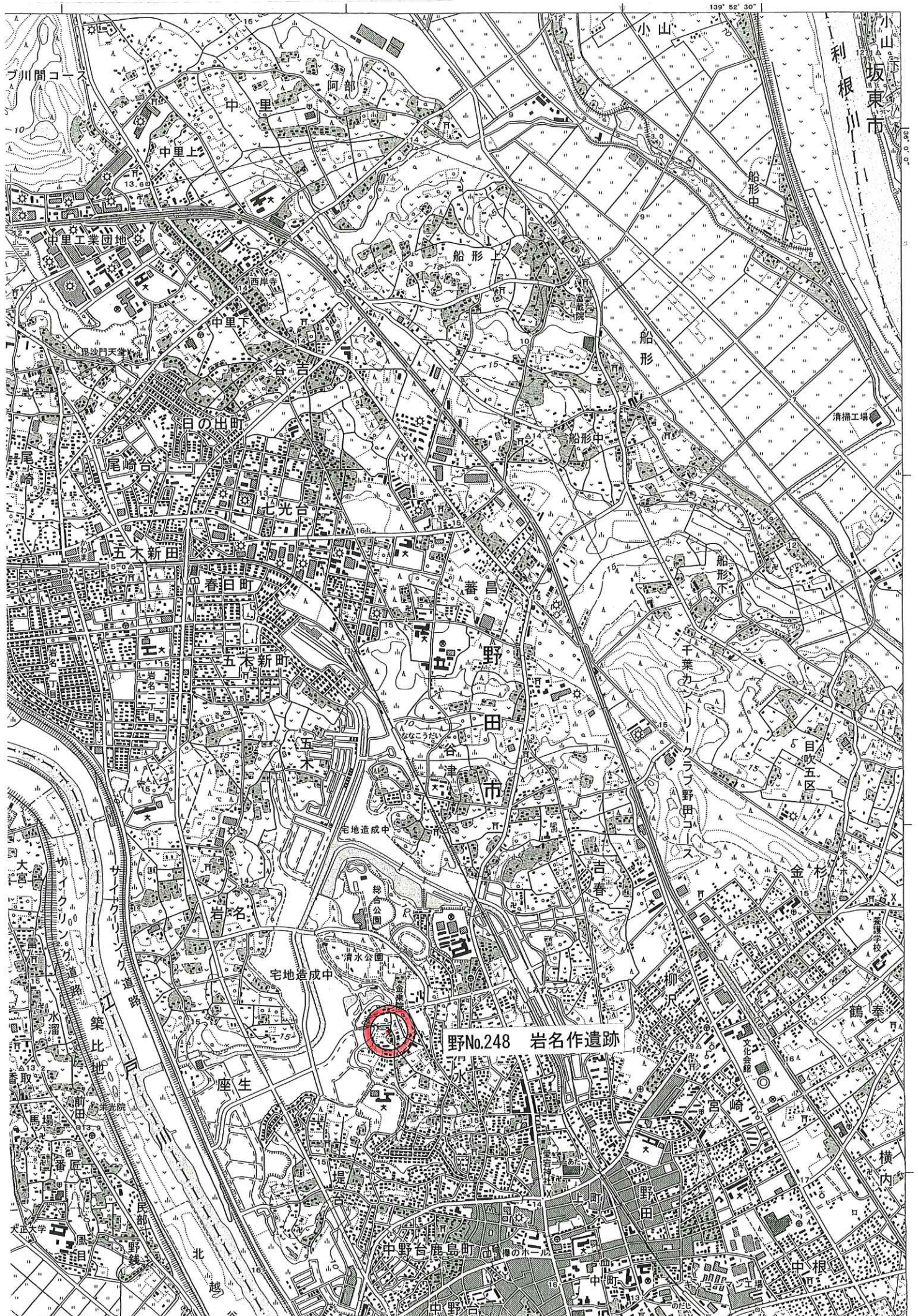
(2) 小作遺跡 (第5・6次)

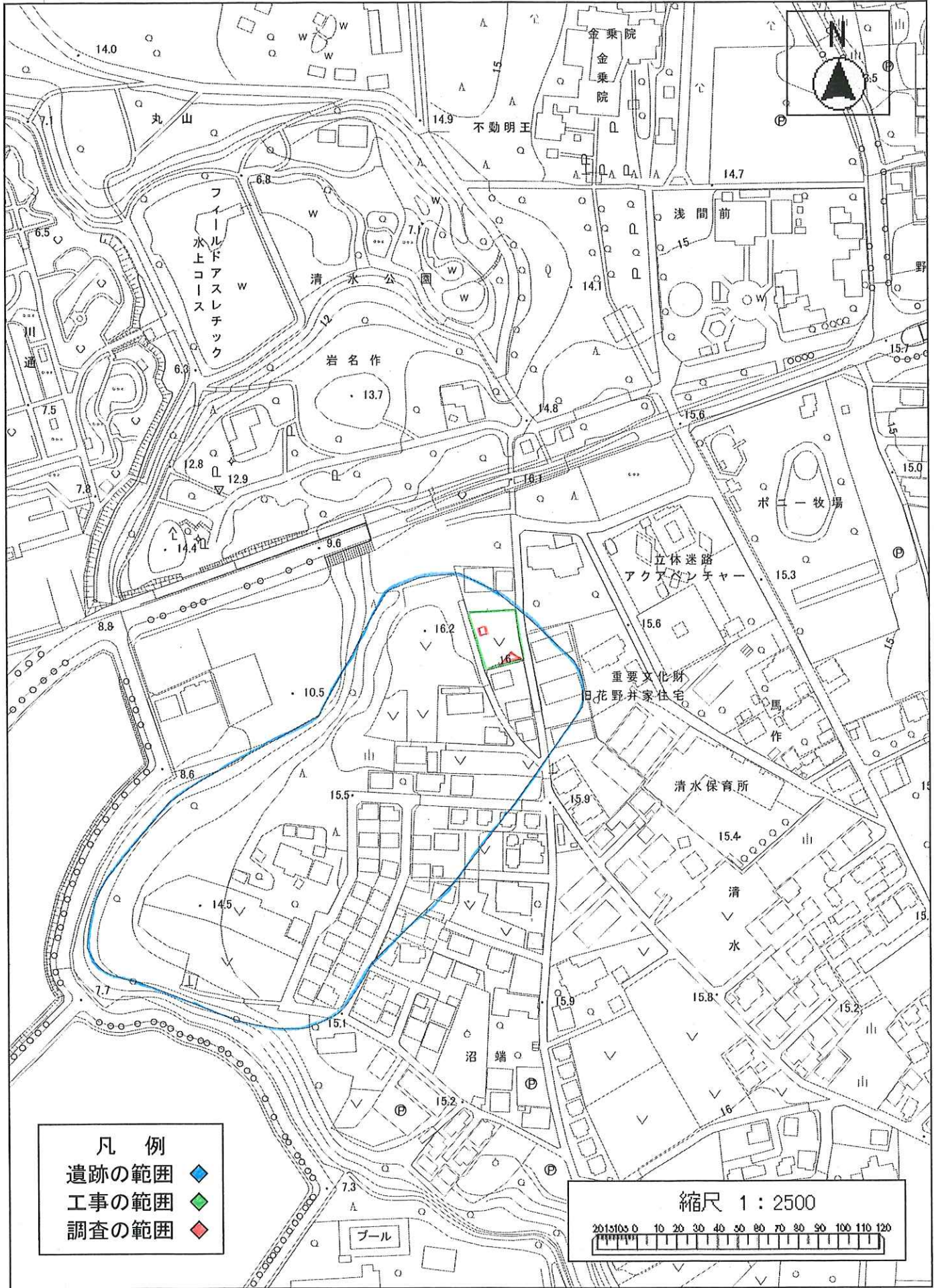
- ① 調査地 (第5次) 野田市尾崎字小作1081他
(第6次) 野田市尾崎字小作1088-1他
- ② 調査期間 令和5年2月1日～2月8日
- ③ 調査面積 (第5次) 424㎡ (第6次) 60㎡
- ④ 現況 畑地
- ⑤ 原因 宅地造成
- ⑥ 遺構 (第5次) なし
(第6次) 古墳時代竪穴建物1軒
- ⑦ 遺物 (第5次) 縄文時代土器, 古墳時代土師器
(第6次) 古墳時代土師器・土玉

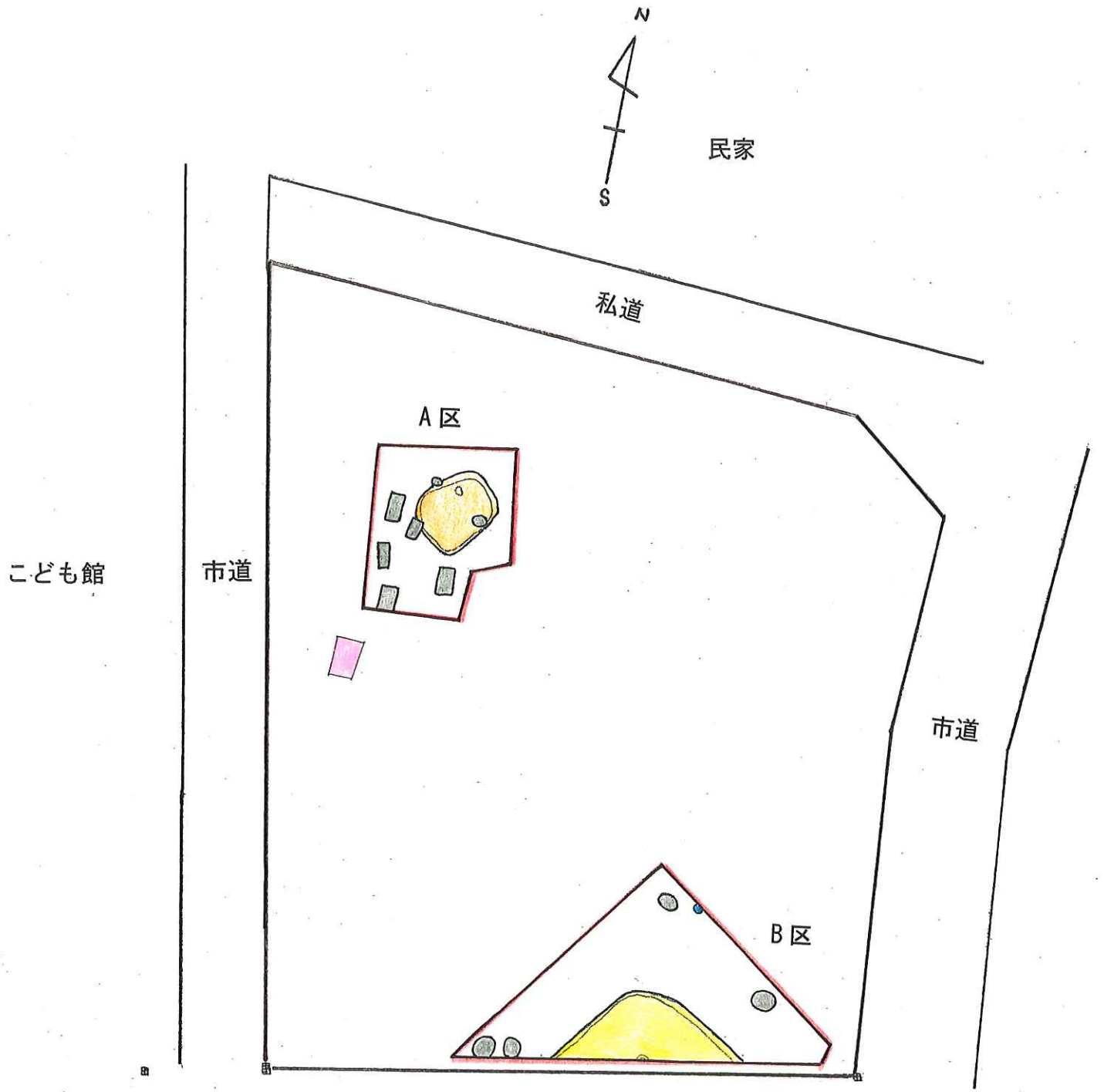
今回の調査区域は、江戸川水系の標高約13mの台地上に位置し、平成30年度に実施した第3次調査地点の北・西側に隣接にあたる。

第5次調査地点は、区域全体が長年にわたり畑地として深耕が繰り返され、遺物包含層及び遺構が消失していることが確認された。遺物は、摩耗した縄文土器片、古墳時代土師器片が少量出土した。

第6次調査地点では、古墳時代竪穴建物1軒が確認された。遺物は、古墳時代竪穴建物から古墳時代土師器・土玉が出土した。古墳時代竪穴建物と遺構周辺約162㎡は引続き協議を行っている。







アパート

凡 例	
調 査 範 囲	—
竪穴住居跡 (弥生後期)	◇
竪 穴 状 遺 構 (弥生末~古墳初頭)	◇
土坑 (弥生後期)	◆
攪 乱	◇
基 本 層 序	◇



A区1号遺構遺物出土状況



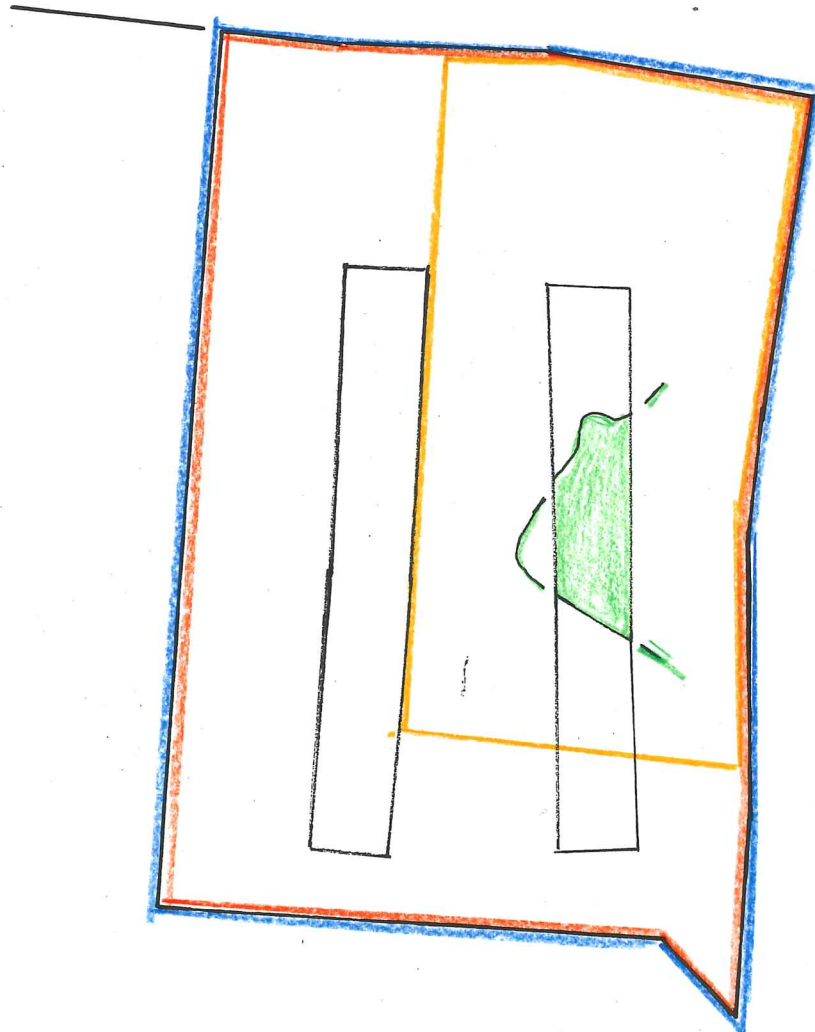
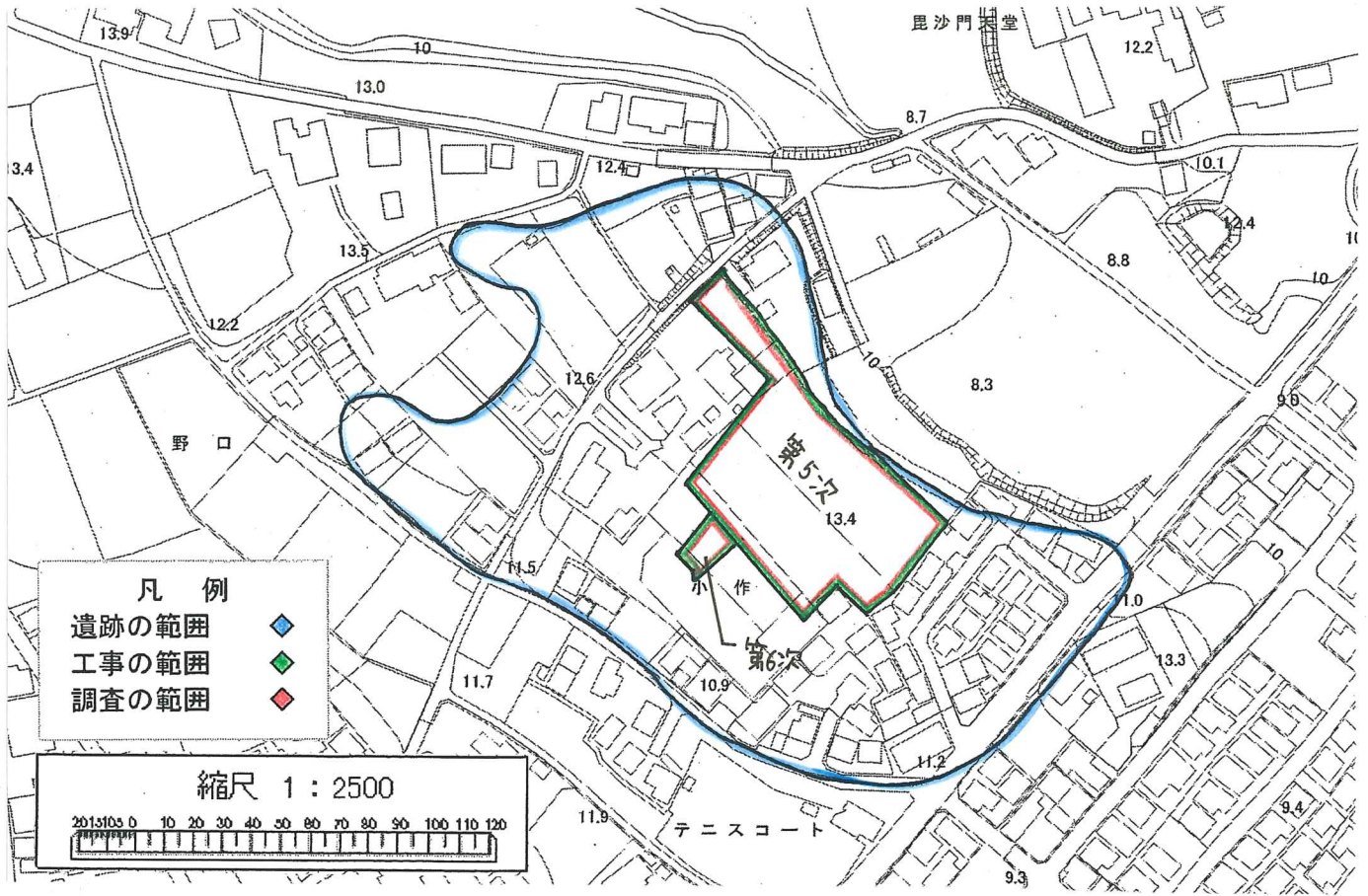
A区1号遺構完掘状況



B区遺構検出状況



B区住居跡遺物・焼土出土状況



○教育普及・活用実績 (令和5年3月1日現在)

資料⑤

・文化財出前授業

授業内容：原始・古代（火おこし体験）
鈴木貫太郎翁

番号	学校名	実施日	学級数	児童数
1	関宿中央小学校	原始古代：9月6日 貫太郎翁：12月6日	2	50
2	二川小学校	原始古代：9月7日 貫太郎翁：10月20日	2	55
3	中央小学校	原始古代：9月15日	4	139
4	二ツ塚小学校	両方：9月28日	1	32
5	木間ヶ瀬小学校	原始古代：10月19日 貫太郎翁：11月16日	1	31
6	福田第一小学校	両方：10月25日	1	14
7	東部小学校	原始古代：10月26日	2	36
8	岩木小学校	貫太郎翁：11月10日	4	133
9	北部小学校	貫太郎翁：11月21日	3	103
10	みずき小学校	原始古代：11月24日 貫太郎翁：12月13日	3	95
11	山崎小学校	原始古代：11月29日 貫太郎翁：11月11日	2	67
12	川間小学校	両方：12月6日	1	28
13	柳沢小学校	原始古代：1月24日 貫太郎翁：1月23日	2	48
14	福田第二小学校	両方：1月25日	1	7
合 計		原始古代	12	602
		貫太郎翁		663

・講師派遣（講座）

番号	団体名	内 容	実施日	対象者数
1	千葉県生涯大学校 東葛飾学園	東葛の偉人 鈴木貫太郎	4月27日	40
2	福田公民館	福田長寿大学 野田市の古墳時代	6月16日	37
3	野田市指導課	東葛の偉人 鈴木貫太郎 ～文化財出前授業について～	6月22日	16
4	福田公民館	福田長寿大学 ～木野崎城・ 三ツ堀のどろ祭り～	6月23日	37
5	さわやか千葉県民プラザ	令和4年度「ちば子ども大学」 みんな知ってる？ 千葉県の偉人鈴木貫太郎	8月18日	5
6	南部梅郷公民館	野田の魅力再発見「鈴木貫太郎記 念館ものがたり～建設編～」	10月13日	30
7	福田公民館	歴史散歩 鈴木貫太郎の生涯	10月14日	40
8	野田地方誌懇話会	鈴木貫太郎記念館の開館 －建設をめぐって－	9月17日	30
9	関宿中央公民館	長寿大学「郷土の偉人！鈴木貫太 郎翁を学ぶ」	10月5日	30
10	東部公民館ほか3館	深読み！野田市 「郷土の偉人鈴木貫太郎」	12月14日	10
11	北部公民館	拓本でしおりをつくろう	12月27日	10
12	千葉県生涯学習大学校 東葛飾学園	東葛の偉人 鈴木貫太郎	2月13日	56
合 計				341

※新型コロナウイルス感染症対策のため3講座が中止となった。

・講師派遣（施設見学等）

番号	団体名	内 容	実施日	対象者数
1	野田市議会	鈴木貫太郎記念館解説	8月5日	10
2	PR推進室	大型バスで行く野田市の魅力発見 ツアー（鈴木貫太郎記念館）	11月26日	20
3	千葉県教育委員会	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ （埋蔵文化財）	2月9日	1
4	清水台小学校4年生	旧花野井家住宅解説	2月15日	111
5	茨城キリスト教学園	鈴木貫太郎と日本の終戦	2月19日	12
6	流山ゆうゆう大学歩こう会	鈴木貫太郎記念館解説	3月26日 （予定）	36
合 計				190



おはまお

令和4年度
秋の展示

— 海へ向かう神々の祭 —

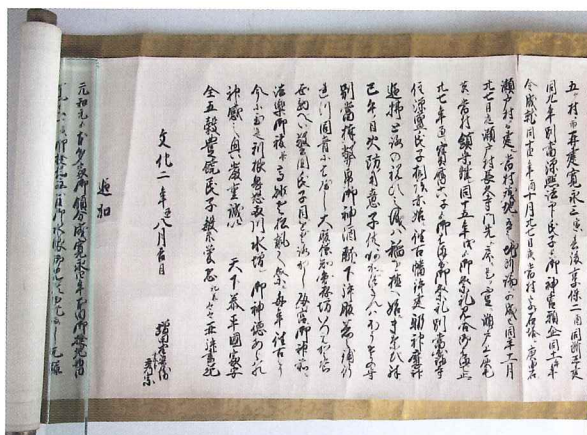
千葉県立中央博物館
NATURAL HISTORY MUSEUM AND INSTITUTE, CHIBA

泥の力を授かる

春の農耕が開始される前に泥にまみれる祭りには、泥の持つ生命力にあやかり、また新婚の嫁婿を村あげて祝福し、五穀豊穡と子孫繁栄を祈る心意を見ることができます。我々が自然の生命の循環のなかに生きる存在であることを、実感し体得する祭りともいえるでしょう。

資料紹介

三ツ堀香取神社祭礼



● 略縁起
三ツ堀香取神社氏子蔵
文化2年 (1805)

「御は満御祭礼」が中断の後、宝暦6年(1756)に別当の圓福寺と氏子の相談で再開されたこと、「稲の植え始め」に関わる「ど路の祝い」に防疫・防火の意味が加えられた祭りであることなどが記されています。



● 猿山車の人形
三ツ堀香取神社氏子蔵

山車に続いて猿と鶏の山車が神輿渡御行列の先頭に立ちました。江戸の天下祭として知られた神田祭や山王祭で山車巡行の先頭に立った「諫鼓鶏」と「御幣猿」の影響が及んだものでしょう。



● しじん 四神旗の人形
三ツ堀香取神社氏子蔵

東西南北の四方を守護するとされる中国伝来の霊獣で、古代から墳墓や都城の造営に取り入れられています。この四神と神剣はおよそ3メートルの支柱の上に載せ、鉾として神輿を先導しました。

Topics 13 子ども組

ハマに泥のボッチ（円錐形の泥山）を築くのは、小学校1年から6年までの男児からなる子ども組の役目です。当日は緋の着物に紺の半纏、疱瘡除けの赤い頭巾を被り、白足袋を履きます。また、それぞれに日の丸扇を持ちました。



写真提供：三ツ堀香取神社氏子

三ツ堀香取神社祭礼

(オオハラクチ・三ツ堀のどろ祭り)

野田市三ツ堀

開催：4月第一日曜日

※平成元年（1989）を最後に休止しています

三ツ堀の鎮守である香取神社の神輿が泥まみれになり、五穀豊穡と無病息災、地域の安泰を祈る祭りです。古くは旧暦三月初午に、大正期頃から4月3日に行われてきました。準備は若い衆と子ども組が行い、神輿の担ぎ手には新婚の婿の参加が優先されました。

写真提供：三ツ堀香取神社氏子



祝い膳の振舞い

写真提供：三ツ堀香取神社氏子

神輿の出立に先出って、担ぎ手の若い衆は当番のヤドでご馳走を振舞われます。オチツキ（赤飯）、お神酒（冷酒）、爛酒、本膳と進み、最後にオサメと称してオオモリ（高盛飯）が供されます。



ドロップを引く子どもたち

写真提供：三ツ堀香取神社氏子

子どもたちは樺の枝に泥をつけたドロップを引いて、神輿が通る道や祭場となるハマ（池の周り）を清めます。またハマに入る者があるとドロップで追い払うのも子どもたちの役目でした。



泥まみれになる神輿

写真提供：三ツ堀香取神社氏子

神池に神輿もろとも若い衆が飛び込みます。子どもたちが泥の塊を投げつけるなか、神輿を押しして池を横切り、引き上げることが3回繰り返されます。



利根川で洗い清める

写真提供：三ツ堀香取神社氏子

神輿は利根川に向かいます。注連縄をくぐり、川の流れて神輿も身体も洗い清めてから神社へ還御します。おおはらくちは雨や風に見舞われることが多く、大荒れの天候が最良といわれたものでした。

岸和田市制一〇〇周年記念事業

特別展

岸和田と岡部家

— 岸和田の礎を築いた岡部家の変遷をたどる —

【下総国山崎】

天正十八（一五九〇）年、秀吉によって関東を支配していた北条氏が滅ぼされ、家康が関東を領有することとなりました。それに伴い、岡部氏は下総国山崎に配されました。山崎の地は、関宿の南にあります。関宿は利根川と江戸川の分流点にあたる水運の重要拠点で、その関宿と江戸の間にあるのが山崎です。岡部氏は家康の異母弟である松平康元との姻戚関係があったことから要所である山崎を任されたと考えられます。最初に山崎の領主であったのは、長盛の兄と考えられている岡部康綱という人物です。康綱ははじめ山崎城に入り、翌天正十九（一五九一）年には堤台城を築いて拠点にしたとされており、領内に出された「康綱」署名の書状から領内支配を展開した様子がうかがえます。しかし、文禄二（一五九三）年以降、康綱の動向が途絶えます。詳細は不明ですが、このころに康綱から長盛へ領主が替わったと考えられています。

長盛は、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦いにも参戦し、江戸幕府が開かれてからは京都や伏見に赴任し在番を勤めました。その後、慶長十四（一六〇九）年に伏見の在番を終え、丹波国亀山に転封となります。長盛が亀山に移ってから丹波国福知山に移るまで、山崎は飛地として長盛の支配下にあったとされています。長盛が亀山に移ってすぐに山崎は幕府の直轄領となったため、山崎の地にとって岡部氏が最後の藩主となりました。



山崎周辺 地図

〈山崎城〉

天正十八（一五九〇）年、山崎に入った康綱は、当初山崎城を拠点としました。しかし、翌年には新たに堤台城を造営し拠点を移したとされるため、康綱が山崎城を拠点としていたのは最初の一年ほどということになります。山崎城は現存しておらず、現在の梅の台公園と曹洞宗無量山海福寺の敷地を中心とする一帯が城跡とされています。この一帯は台地の一部で、台地全体のうちどこまでが城域であったかは分かっていません。



梅の台公園（千葉県野田市）



海福寺（千葉県野田市）



岡部長盛生母の供養塔（海福寺）

長盛の父母の婚姻は、長盛生母の父三浦範時が今川氏の重臣であったことから、岡部氏が今川氏に従属していたころに組まれたものと考えられます。後年、長盛が美濃国大垣に転封の際、瑞巖寺を菩提寺とした関係で瑞巖寺の過去帳にも長盛生母の戒名が記されています。海福寺は曹洞宗寺院で、岡部長盛とその生母（三浦範時の娘）が先祖の菩提を弔うため、慶長四（一五九九）年に創建したと伝わります。境内には慶長九（一六〇四）年に没した生母の供養塔が残っています。

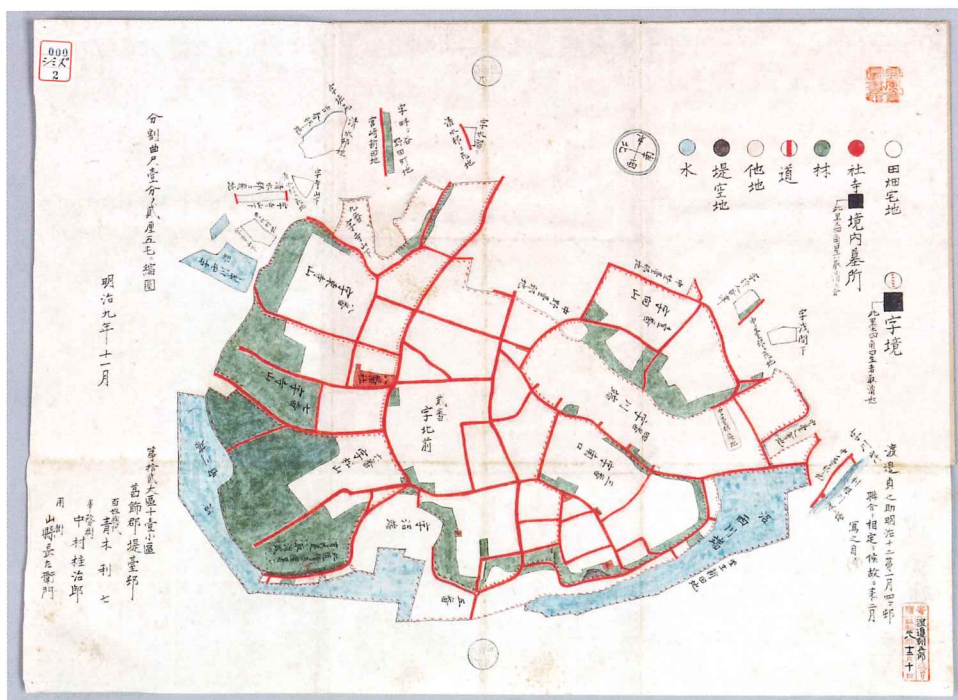
〈堤台城〉

山崎に入った翌年の天正十九（一五九二）年、康綱は堤台城を築城し、山崎城から拠点を移したとされています。山崎城の跡地にある海福寺から堤台城があったあたりまでは、北西方向に直線距離で約四・六キロメートル離れています。堤台城は現在残っておらず、いくつか文献はあるものの、その詳細な場所や規模は特定されていません。ただし、堤台城内に造られたと言われている堤台八幡神社は今もなお現存しています。



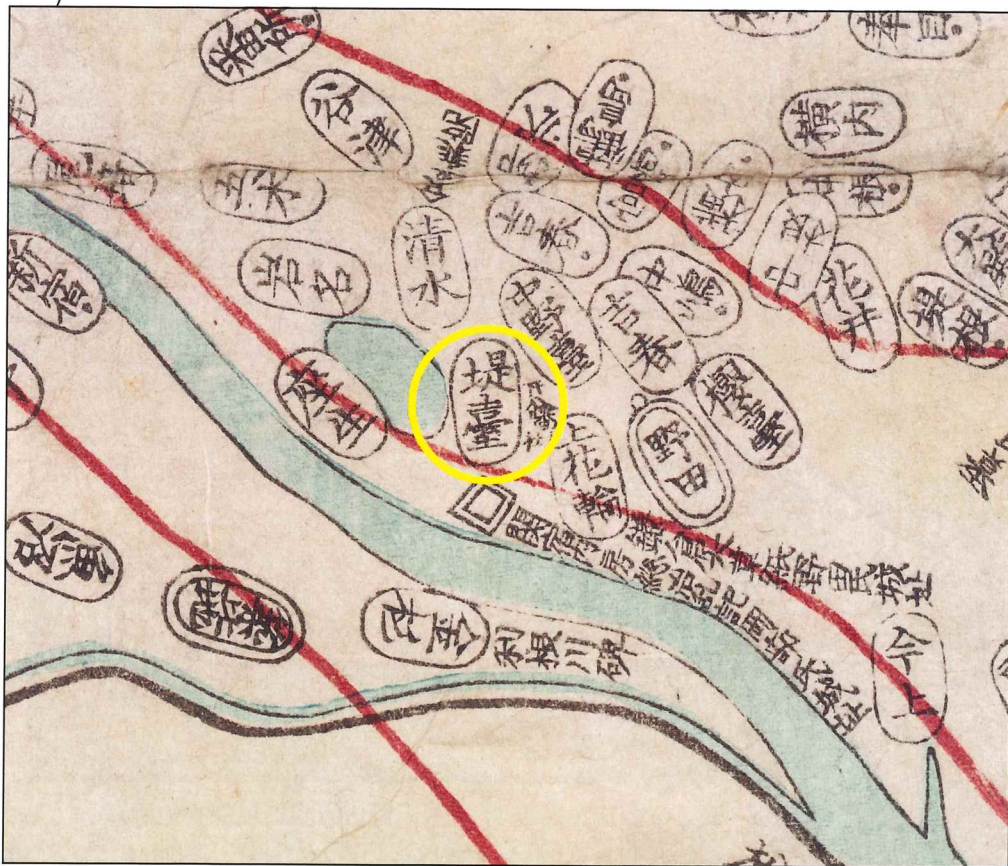
堤台八幡神社（千葉県野田市）

初代藩主宣勝によつて造営されたと伝わる神社で、現在の本殿は昭和三十二年（一九五七）年に改築されました。明治時代に作られた地図にも、現在と同じ場所に所在が確認できます。



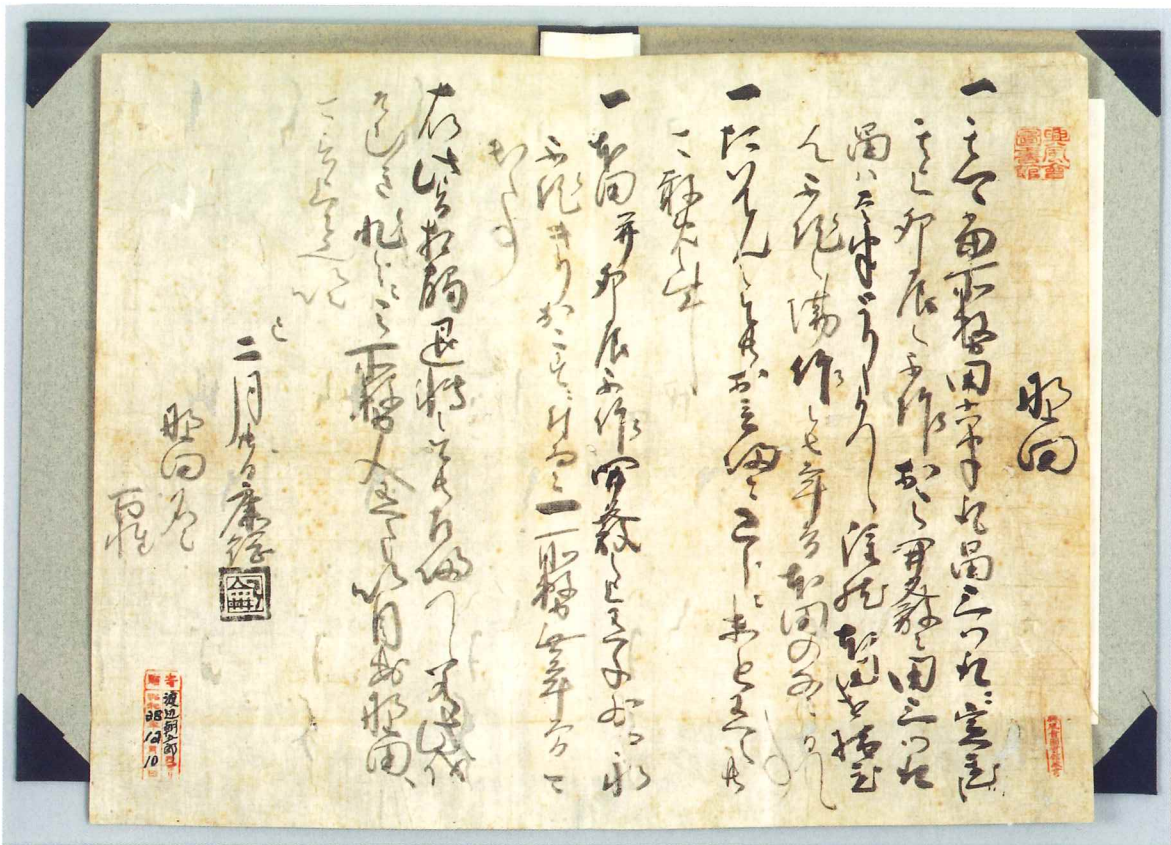
堤台村絵図写 明治9（1876）年11月 野田市立興風図書館所蔵

明治9年11月に作成されたものを、同12（1879）年1月に写したものです。南西隅に見える堤空地が堤の残存と考えられています。また、中心部からやや左側に赤く塗られ「八幡社」と書かれた箇所があり、堤台八幡神社の場所も示されています。

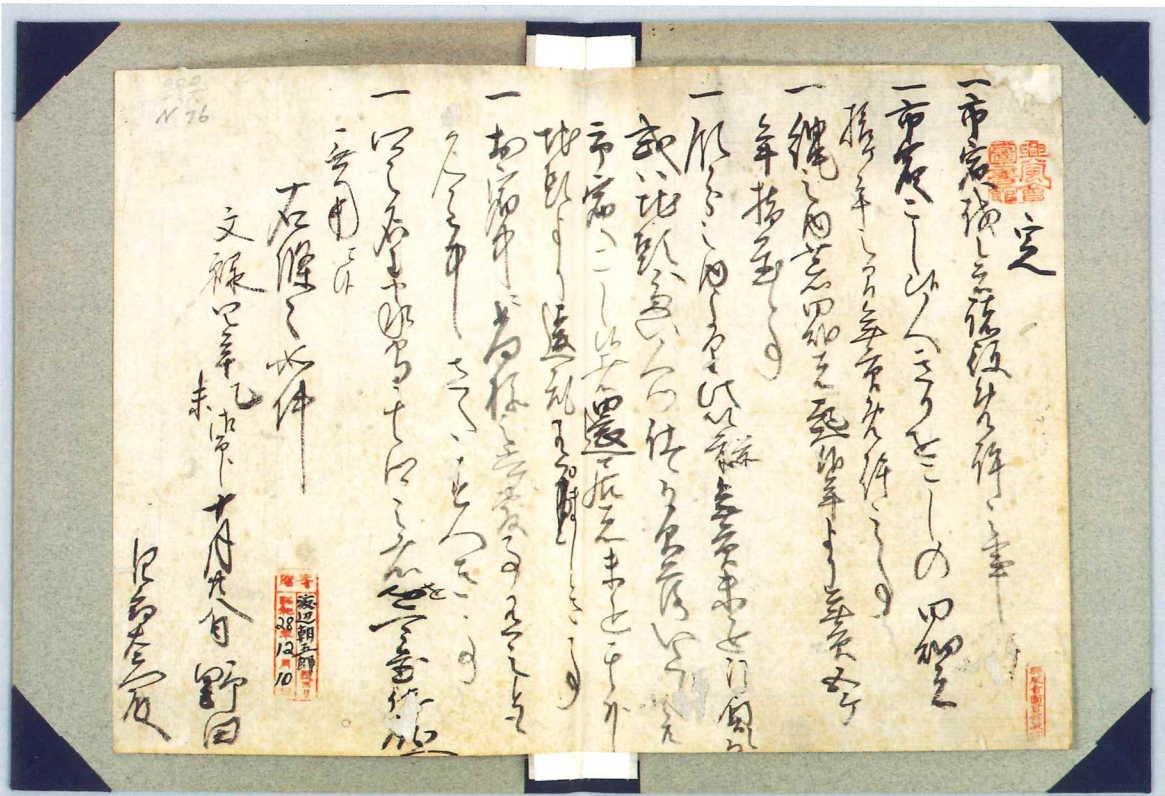


下総国輿地全圖 弘化5（1848）年正月 野田市立興風図書館所蔵

弘化5年に描かれた地図で、場所を正確に特定するものではありませんが、堤台の地名が確認できる資料です。



資料8 岡部康綱黒印状 文禄2 (1593) 年2月20日 【野田市指定文化財】
野田市立興風図書館所蔵



資料9 岡部氏掟書写 文禄4 (1595) 年10月28日 【野田市指定文化財】
野田市立興風図書館所蔵

ております。ならびに絵図を添えて寄進します。

一、釈迦絵式部筆 用山様が寄進されたものです。いつも椎尾の坊主の住まいであの渡帳を受け取り、仏前に供える香と花をお取りになりました。ただし酒に酔って不断の香の火で火事になり大切な殿堂が焼失しては誰が造営し直せるでしょうか。そういうわけで、酔覚の時計が不断香とともにあります。

右が上御塔頭の寄進状です。よってこのように記します。

天文十七（一五四八）年七月二日 岡部美濃入道常慶（花押）

一、法華経 一部（紫色の表紙の折本です。福嶋九郎がこれを寄進しました。）

椎尾御塔頭 宗久が侍者にこれを渡しました。

〈説明〉

岡部常慶は岸和田藩岡部家初代藩主である宣勝の曾祖父にあたる久綱のことです。出家後に常慶を名乗りました。この文書は、久綱が仕えていた今川氏の菩提寺である増善寺（静岡県静岡市）に寺領や仏具などを寄進したもので、紙面の右端には義元の花押があります。

資料8 岡部康綱黒印状

〈翻刻〉

野田

一、其郷當所務田六半取畠三ツ取二定置候

其上卯辰之不作於令開發者田三ツ取

畠ハ耆半とりたるべく候雖然本田を指置

候て不作之場作候者本田のみたるべく候事

一、たいてん之者共於立歸者過分ニ未進にて候共

可赦免之事

一、本田并卯辰不作開發之上有年別而榮

不作きりおこす二付而者一所務無年貢可

出之事

右此旨相触退轉之者共召歸べく候若此儀

そむき非分二令所務人有之者以目安野田へ

可言上者也以上

巳二月廿日 康綱（印）

野田名主 百姓

〈内容〉

野田

一、年貢は、田が六十五パーセント、畑が三十パーセントとする。その上、卯年（天正十九（一五九一）年）と辰年（文禄元（一五九二）年）の不作地を開發した者は、田を三十パーセント、畑を十五パーセントとする。ただし、本来耕作するべき田をさしおいて不作地を開發した場合は、不作地でも本田と同じ年貢を徴収する。

一、耕作地を捨てて逃げた者で、立ち帰った者は、多量の年貢未納分があっても免除すること。

一、本田と天正十九年・文禄元年の不作地を開發し、その上でそれ以外の不作地を耕した場合、その年貢は免除する。

〈説明〉

岡部康綱によって、野田郷の年貢に関する三つの取り決めが書かれています。一つ目は、不作地を耕した場合、その耕した不作地の年貢は少なくてすること。二つ目は、元々持っている田を耕さずに不作地を耕した場

合は不作地の年貢も減らさず納めさせること。三つ目は、田畑を捨て逃
げたが戻ってきた者は、納めていない分の年貢を免除すること、とあり
ます。

資料9 岡部氏掟書

〔翻刻〕

定

- 一、市宿へ越候者諸役免許之事
- 一、市宿へこし候人きりをこしの田畑者
捨ケ年之間年貢免許之事
- 一、繩之内荒田畑者起候年より年貢五ヶ年
指置候事

- 一、領分之内より此以前年貢未進引負候而
或ハ地頭へたいくつ仕候而欠落いたし候共
市宿へこし候者還居者未進其外
地頭より違乱有ましき事
- 一、於宿中に如何様之六カ敷事有之とも
名主中へきたすべき事
- 一、郷之名主家守其郷之者を可置□□
無用二候

右条々如件

乙

文禄四年 御印十月廿八日 野田

未

四郎右衛門殿

〔内容〕

定

- 一、市宿へ越して来た者は諸役（年貢以外の労働や軍役の負担）を免除
すること。
- 一、市宿へ越してきた者で、田畑を新たに起こしたものは十年間の年貢
を免除すること。
- 一、領内の荒田畑は開墾した年から五年間の年貢を免除すること。
- 一、領内から、これ以前の年貢の未進分を使い込んだり、あるいは地頭
に嫌気がさして逃げ出した者であっても、市宿へ越してきた者や帰って
きた者は、年貢を滞納したり地頭に反抗しないこと。
- 一、宿泊中に何か問題が起きた場合は、名主で対処すること。
- 一、郷の名主や家守は、その郷の者を（以下、虫食いにより解説不可）
右の通りである。

〔説明〕

康綱が出したのか、長盛が出したのかは特定できませんが、野田に
移り住んだ者は諸役を免除すること、田畑を開墾した場合その年貢は十
年間免除することなど、野田の発展を促すものとして掟を定めています。

資料10 岡部氏諸役免許状

〔翻刻〕

（印）定

- 一、成年より辰年迄、諸役免許之事、不可有違乱者也、仍如件、
慶長三年戊戌

三月廿一日 野田

大屋淡路